

最高裁秘書第3184号

平成29年7月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情）諮問第43号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成29年7月10日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 記



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

7月10日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をすると主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

修習資金貸与金の管理マニュアル（裁判所HPに掲載しているものは除く。）  
(最新版)

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、6月7日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 原判断は、本件開示申出に係る文書について「作成又は取得していない。」として、不開示としたものである。

イ 修習資金貸与金の貸与や返還といった管理手続については、裁判所法第67条の2及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則に定められており、これらの規定に基づき、具体的な事務処理方法等については、修習資金貸与要綱に定めている。修習資金貸与金の貸与から返還に至るまでの各事務処理は、修習資金貸与要綱に基づき行っており、修習資金貸与要綱以外に管理マニュアルを作成する必要性がない。

ウ なお、苦情申出人は、開示申出文書につき「裁判所HPに掲載しているものは除く」としており、修習資金貸与要綱は、裁判所ホームページに掲載しているため、本件対象文書からは除外される。

エ したがって、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していないから、対象となる司法行政文書を「作成又は取得していない」とした原判断は相当である。